

政令第百六十九号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十九号）の施行に伴い、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第一条 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第二条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合

的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十五条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第三条 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

平成三十三年三月三十一日

第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に

関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日

過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十四条の三及び第十八条の表平成二十八年三月三十一日の項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎地域等にある義務教育等諸学校施設の用に供される国の普通財産の無償貸付けについて定める規定等について所要の整備を行う必要があるからである。